

広島県LPガス料金高騰対策支援事業 (第5期)

事務処理マニュアル

※本マニュアルは、広島県LPガス料金高騰対策支援事業（第5期）実施の周知・案内のため、第4期支援事業参加登録事業者様に送っているものです。

※第4期支援事業参加登録事業者様で、第4期終了以降、LPガス販売事業を廃止又は他の事業者に譲渡等して、現在LPガス一般消費者等への販売事業を行っていない事業者（事業所）様につきましては、お手数ですがご一報賜りますようお願い申し上げます。

令和8年 1月

広島県LPガス料金高騰対策支援事業 事務局
(一般社団法人広島県LPガス協会)

目 次

1 はじめに	1
2 第5期支援事業の概要	1
(1) 目的	1
(2) 概要	1
(3) 値引きの対象者	1
(4) 値引きの実施	1
(5) 値引き額の明示	2
(6) LPガス販売事業者の要件	2
(7) LPガス販売事業者への事業費の支給	2
(8) 帳簿等の保存	3
3 手続きの概要	3
(1) 手続きの流れ	3
(2) 手続き方法	3
(3) 各種手続きについて	4
① 事業者登録書の提出	4
② 実績報告兼精算払い請求	4
③ 証憑類による確認	5
④ 額の確定通知及び精算払い（事業費の支給）	5
4 お問い合わせ先	5
各種資料	
様式1：同意書関係	6
様式2-1：実績報告書兼精算払い請求書	7
様式2-2：振込先確認書	8
値引き実施一覧表	9
参考資料	10

1 はじめに

広島県L Pガス協会は、これまで、広島県から「広島県L Pガス料金高騰対策支援事業」の委託を受け、第1期支援事業として令和5年10月から12月までの3ヶ月にわたり、第2期支援事業として令和6年1月及び4月において、第3期支援事業として令和7年2月に、また第4期支援事業として9月に広島県内のL Pガス一般消費者等に対して、L Pガス販売事業者を通じた利用料金の値引き支援を行ってきました。

この度、第1期～第4期支援事業に引き続き、物価高対策の一環で、広島県からの委託により「広島県L Pガス料金高騰対策支援事業（第5期）」（以下「第5期支援事業」という。）として、広島県内のL Pガス一般消費者等に対する、エネルギーコストの負担軽減を目的とした値引き支援事業を実施することとなりました。

本事業の実施にあたり、国及び県から適正な実施が求められておりますので、本事業に参加する事業者は、本事務処理マニュアルに基づき適正な実施をお願いします。

2 第5期支援事業の概要

（1）目的

足元の物価高への対応として、広島県内の家庭業務用L Pガスを使用している一般消費者等に対して、エネルギーコストの負担軽減を図るための支援を実施する。

（2）概要

これまでのL Pガス料金高騰対策支援事業（第1期～第4期）に引き続き、第5期支援事業として、広島県内でL Pガスを使用する一般消費者等を対象に、広島県が定める助成金額の範囲内で値引き支援を行います。

当該対象の1契約（1メートル）当たりのL Pガスの利用料金（基本料金と従量料金の合計）より広島県が指定する値引き額の値引きを行ったL Pガス販売事業者に対し、値引きの原資及び事務負担費用を事業費として支給します。

（3）値引きの対象者

第1期～第4期支援事業と同様

（4）値引きの実施

[支援額]

支援対象者 1 契約（1メートル）につき、最大1,800円（税抜）とします。

[値引き方法]

原則として、「令和8年2月検針分の請求時」において1,800円（税抜）の値引きを行います。
なお、「令和8年3月検針分の3月請求時」も可能とします。

※値引き実施に係る注意事項

- ・当該事業では「令和8年2月検針分の請求時」において値引き実施としておりますので、当月検針当月請求を行っている事業者におきましては2月請求時に値引き実施、当月検針翌月

請求を行っている事業者につきましては3月請求時に値引き実施となります。

なお、3月検針3月請求時の値引き実施も可能とします。

- ・値引きの実施に当たっては、同意書を提出した後、検針、請求時等に値引き額を明示した上で実施してください。
- ・月の途中での契約等により、当該月の利用料金（税抜）が値引き額の1,800円（税抜）に満たない場合は、原則利用料金と同額を値引き額とします。

（5）値引き額の明示

事業者が本事業による値引きを実施する際、支援対象者が値引きの事実を確認することができるものとして、当該月の検針票、請求書、領収書、WEB明細などに以下の内容を明示してください。

<値引きの事実確認のための記載事項>

①値引き前後の額

※システムの都合により値引き前の額が表示できない場合は値引き後の額のみを明示

②値引き額：1,800円（税抜）

③「広島県LPガス料金高騰対策支援事業により最大1,800円（税抜）を値引きしています。」の文言を明示する。

※1. 請求額が減額されていることを確認することができれば、値引き額のみ記載でも差し支えないものとします。

※2. 値引き実施の明示においては、少なくとも「広島県の支援により最大1,800円の値引き」を明示してください。

（6）LPガス販売事業者の要件

第1期～第4期支援事業と同様

（7）LPガス販売事業者への事業費の支給

支援対象者への値引きを実施した事業者に対して、以下の費用を事業費として支給します。

費用の支給は、原則最終の値引き実施報告において適正な値引きの実施を確認後、一括して支給（精算払い）します。

なお、第1期及び第2期支援事業で行いました事前の事業費の支給（概算払い）については、第3期及び4期支援事業同様、第5期支援事業においても値引き支援実施が1回のみであることから原則行いません。

[値引き実施に当たっての原資]

1 契約につき最大1,800円（税抜）

[事務負担費用]

- ・支援対象件数300件以下：60,000円
- ・支援対象件数300件超999件まで：1件につき200円
- ・支援対象件数1,000件以上：一律200,000円

(8) 帳簿類の保存

本事業は広島県が定めた「LPガス料金高騰対策支援事業（第5期）補助金交付要綱」に基づき実施する事業であることから、本事業実施に係る帳簿及び書類の保存期限は、同要綱第13条の規定に基づき、事業完了の日から10年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとします。

3 手続きの概要

(1) 手続きの流れ

① 「同意書」の提出：令和8年1月13日(火)～1月30日(金)

第5期支援事業の実施に当たり、第4期支援事業の登録事業者においては「同意書」の提出をもって事業へ参加するものとします。

- ・第4期支援事業でお使いいただいたマイページより同意書を提出してください。
※マイページによる申請の場合、同意書の添付は必要ありません。
必須項目がございますので、ご入力の上、提出を完了させてください。
- ・郵送により同意書を提出される事業者は、第5期支援事業のDM到着後、様式1による同意書を提出してください。
- ・同意書の提出をもって事業の着手としますので、同意については支援対象者に対する値引き実施日（請求日）より前となるようご対応ください。
※第5期支援事業から新たに参加する事業者につきましては、別途事業者登録、マイページの開設を行いますので、「4 お問い合わせ先」に記載の事務局あてにご連絡いただきますようお願いいたします。

② 値引きの実施

原則として、令和8年2月検針分の請求時において値引きを実施します。
なお、3月検針分の3月請求時における値引きも可能とします。
また、第5期支援事業での値引き実施は、第3期及び第4期同様1回のみとなります。

③ 実績報告及び精算払い請求

実績報告書兼精算払い請求書の提出：令和8年3月9日（月）～4月17日（金）

④ 額の確定通知及び精算払い

実績報告書兼精算払い請求書を提出いただいた後、証憑類の確認を行った上で、額を確定し、5月下旬を目途に精算払いを行います。

(2) 手続き方法

原則、以下のWEBサイトから電子申請により行ってください。

なお、電子申請が行えないなどやむを得ない事情がある場合は、WEBサイトより各種様式をダウンロードし、必要事項を記載の上、郵送により提出してください。

※ すべての手続き書類について印鑑の押印は不要です。

※ 各種様式をWEBサイトから入手できない方は事務局より郵送しますので、ご連絡ください。

- WEBサイト：<https://hiroshima-lpg-shien.jp/>
 (※当該WEBサイトは令和8年1月8日(木)の開設予定)
- 郵送用宛先：〒731-0199 日本郵政株式会社 安佐南郵便局私書箱1号
 「広島県LPガス料金高騰対策支援事業 事務局 宛」
- ※ 郵便番号を間違えないよう、はっきりとご記入ください。
 ※ 配送過程が追跡可能な方法(簡易書留、レターパック等)で提出してください

(3) 各種手続きについて

① 同意書の提出

事業者が本事業による値引きを実施するには、「同意書」(様式1)の提出が必要です。
 なお、受付期間内での「同意書」の提出が困難な事業者は、事前に事務局までご連絡ください。
 また、今期より事業に参加する事業者は別途事業者登録を行う必要がありますので、事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。

【表1：同意書の受付期間、提出書類一覧】

受付期間	令和8年1月13日(火)～1月30日(金)	
	提出書類	様式
1	同意書	様式1

② 実績報告及び精算払い請求

値引き実施後、実施状況(支援対象件数と値引きした金額の総額)及び事務負担費用について「実績報告書兼精算払い請求書」(様式2-1)により、値引きの実施を証する書類(検針伝票、請求伝票等)を添付の上、提出してください。

値引きの事実が確認できる書類(任意に抽出した支援対象者への請求書等)は、最低でも3件の提出が必要です。また支援対象者が3,001件以上は、1,000件ごとに1件の証憑類を追加提出してください。

なお、第5期支援事業においては、値引き実施が1回のみであることから、原則として事前の概算払いは行いません。事業者への事業費の支給は精算払い請求において行います。

【表2：実績報告書兼精算払い請求書提出期間、提出書類一覧】

値引き実施分の報告期間	令和8年3月9日(月)～4月17日(金)(様式2)	
	提出書類	様式
1	実績報告書兼精算払い請求書	様式2-1
2	値引き実績一覧表	別添1(※1、2)
3	値引き実施を証する書類(3件)	任意(表3)
4	振込先確認書(※3)	様式2-2
5	通帳の表紙及び、表紙をめくった見開きページ全体の写し	※4

※1. 値引きを実施した全てのお客様について、別添1「値引き実績一覧表」により「① お客様コード（管理番号）など」、「②お客様所在地（例：広島県広島市〇区）」、「③ 値引き額（税抜）」を確認することができる資料を作成し、原則、電子データにて提出してください。

なお、郵送の場合であっても、別添「値引き実績一覧表」の様式により、必要項目を記載の上、提出してください。

※2. 「値引き実績一覧表」の「②お客様所在地（例：広島県広島市〇区）」欄につきましては、広島市の場合のみ行政区までの記載をお願いします。その他は、市までの記載で構いません。

※3. 様式2-2「振込先確認書」については、第4期支援事業から振込先口座の変更もしくは新規登録の場合のみ提出してください。

※4. ネット銀行の場合は口座情報照会画面などの写しを提出してください。

第4期支援事業から振込先口座の変更もしくは新規登録の場合のみ提出してください。

③ 証憑類による確認

第1期～第4期と同様に、第5期支援事業においても証憑類による実施状況の確認を行います。

【表3：証憑類による確認に係る提出書類】

提出書類	
1	値引きの事実を確認することができる検針伝票、請求伝票、領収書やWEB明細の写し、帳簿書類の写し、システム画面のハードコピー（スクリーンショット）等

④ 額の確定通知及び精算払い（事業費の支給）

値引き実施に係る実績報告における証憑類等により本事業の適正な実施が認められた事業者に対して額の確定を行い、精算払いします。（5月下旬を目途）

4 お問い合わせ先

広島県LPガス料金高騰対策支援事業事務局

TEL：082-563-5309（お問い合わせ専用回線）

※第4期支援事業の時と同じ電話番号です。

受付時間：午前9時～午後4時30分（土日祝日、年末年始を除く）

※お問い合わせの受付開始は、令和8年1月8日（木）の予定です。

一般社団法人広島県LPガス協会会長 様

申請者	ID番号	※
	所在地	〒
	事業所名	
	代表者又は 営業所長等	

※ ID番号は前回と同じです。第5期支援事業でお送りしているDM「広島県LPガス料金高騰対策支援事業（第5期）の実施について」に記載の【H000000】のコードを必ずHからご記入ください。

新規登録者については新たにID番号を付しますので、その番号を記入してください。

広島県LPガス料金高騰対策支援事業（第5期）の実施に係る同意書

広島県LPガス料金高騰対策支援事業（第5期）の実施について、広島県LPガス料金高騰対策支援事業（第5期）事務処理マニュアルに基づき、本書を提出します。

記

1. 同意事項（下記□内にチェック☑を入れ提出すること）

□ 広島県LPガス料金高騰対策支援事業（第5期）の実施について同意します。

2. 支援対象者数（1月時点での支援対象者数）

支援対象者数 _____ 件

3. 申請担当者（第4期事業時と変更がある場合は記載してください）

担 当 者 名			
電 話 番 号		ファックス番号	
メールアドレス			

以 上

一般社団法人広島県L Pガス協会会長 様

登録者	I D 番号 ※	
	所在地	〒
	事業所名	
	代表者又は 営業所長等	

※ I D 番号は前回と同じです。第 5 期支援事業でお送りしているDM「広島県L Pガス料金高騰対策支援事業（第 5 期）の実施について」に記載の【H000000】のコードを必ずHからご記入ください。

新規登録者については新たに I D 番号を付しますので、その番号を記入してください。

広島県L Pガス料金高騰対策支援事業（第 5 期）実績報告書兼精算払い請求書

広島県L Pガス料金高騰対策支援事業（第 5 期）事務処理マニュアルに基づき、下記のとおり提出します。

記

1. 値引き実施件数 _____ 件
2. 値引き実施額 _____ 円
(※別添 1 「値引き実施一覧表」の総額と一致すること)
3. 精算払い請求額 _____ 円

項 目	件数	金額(税抜き)
値引き実施分	件	円
事務負担費用 ※1	件	円
合 計	—	円

※ 1 支援対象件数 300 件以下：60,000 円 300 件超は 1 件につき 200 円（上限 200,000 円）

また、事務負担費用に係る件数は表上の値引き実施分と一致すること

以 上

【添付すべき書類】

- ・値引き実施一覧表（別添 1）
- ・値引きの事実を確認できる証憑類

値引きの事実が確認できる書類（任意に抽出した支援対象者の請求書等）は支援対象者数に関わらず、必ず 3 件の提出が必要です。

また支援対象者が 3,001 件以上は、1,000 件毎に 1 件の証憑類が追加で必要となります。

(例) 支援対象者数 800 件⇒3 件証憑類 5,600 件⇒6 件証憑類

一般社団法人広島県LPガス協会会長 様

広島県LPガス料金高騰対策支援事業（第5期） 振込先確認書

（第4期から変更もしくは新規登録の場合のみ使用）

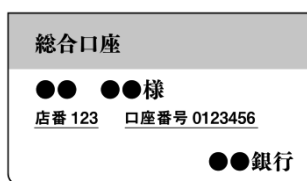
請求者	I D 番号 ※	
	所在地	〒
	事業所名	
	代表者又は 営業所長等	

※ I D 番号は前回と同じです。第5期支援事業でお送りしているDM「広島県LPガス料金高騰対策支援事業（第5期）の実施について」に記載の【H000000】のコードを必ずHからご記入ください。

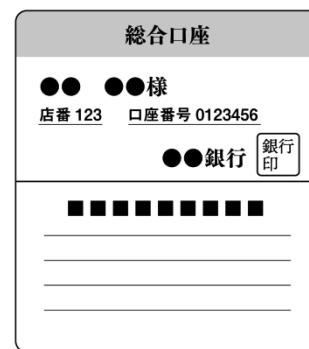
新規登録者については新たに I D 番号を付しますので、その番号を記入した上で、必ず提出してください。

金融機関名		支店名		本店 支店 出張所
金融機関コード (4ケタ)	主な金融機関コード ・広島銀行【0169】 ・もみじ銀行【0569】 ・広島信用金庫【1750】 ・JAひろしま【7994】			
店番号(3ケタ)		口座種別	普通 ・ 当座	
口座番号(7ケタ)				
口座名義 (カタカナで記入)				

- ※1 口座番号は必ず7桁の入力を願います。6桁以下の場合、始めに「0」を記載し7桁にしてください。
- ※2 必ず申請者名義の口座を指定してください（申請者が法人の場合は当該法人の口座に限ります）。また、通帳の見開きページに印字されている名前と申請者の名義が一致していることをご確認ください。
- ※3 通帳の表紙及び、口座情報が記載されている見開きページ全体の両方が確認できるものを添付すること。
- ※4 ネット銀行の場合、上記の記入内容が確認できる口座情報照会画面などの写しを添付すること。
- ※5 振込先に変更がない場合は提出の必要はありません。



【通帳の表側（イメージ）】



【通帳の見開きページ（イメージ）】

値引き実施一覧表

別添1

ID番号		値引額合計(税抜)	
事業所名		支援対象者件数	件

No	①	②	③
	お客様番号 (管理番号など世帯を特定できるもの)	お客様所在県市町 (必ず広島県から記入) ※広島市の場合は行政区まで	値引額(税抜)
(例)	123-45-67890-12 (または世帯名)	広島県広島市〇区	¥1,800
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

参考資料

《 利用料金の値引きの周知（例） 》 ※ 周知を行う際、検針票に添付する場合等に適宜ご使用ください。

<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、令和8年2月検針分の請求時において最大1,800円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名 _____</p>	<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、令和8年2月検針分の請求時において最大1,800円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名 _____</p>
<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、令和8年2月検針分の請求時において最大1,800円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名 _____</p>	<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、令和8年2月検針分の請求時において最大1,800円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名 _____</p>
<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、令和8年2月検針分の請求時において最大1,800円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名 _____</p>	<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、令和8年2月検針分の請求時において最大1,800円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名 _____</p>
<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、令和8年2月検針分の請求時において最大1,800円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名 _____</p>	<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、令和8年2月検針分の請求時において最大1,800円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名 _____</p>
<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、令和8年2月検針分の請求時において最大1,800円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名 _____</p>	<p>広島県が実施する「広島県LPガス料金高騰対策支援事業」により、令和8年2月検針分の請求時において最大1,800円（税抜）を値引きします。</p> <p>年 月 日</p> <p>事業者名 _____</p>